

インフルエンザ・新型コロナウイルスワクチン定期接種 対象者

平成 13 年 11 月 7 日付健発第 1058 号厚生労働省健康局長通知より一部抜粋

(1) 65 歳以上の者、及び、(2) 60 歳以上 65 歳未満の者であって一定の心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものを対象者としたこと。かつ、インフルエンザにかかっている者を除いた者であること。

なお、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害の程度は、次のいずれかに該当するものであること。なお、これらに該当することについては、医師の診断書又は身体障害者手帳の写しなど、接種対象者であることの認定に必要と思われる資料の提出を求められたいこと。(施行令第 1 条、施行規則第 2 条の 2 関係)

ア 心臓機能障害

(ア) 次のいずれか二以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰返しアダムスストークス発作が起こるもの。

- a 胸部エックス線写真所見で心胸比 0.60 以上のもの
- b 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの
- c 心電図で脚ブロック所見があるもの
- d 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
- e 心電図で第二度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
- f 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が 10 以上のもの
- g 心電図で ST の低下が 0.2mV 以上の所見があるもの
- h 心電図で第 I 誘導、第 II 誘導及び胸部誘導（ただし V1 を除く。）のいずれかの T が逆転した所見があるもの
- (イ) 人工ペースメーカーを装着したもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの

イ じん臓機能障害

じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が 10ml/分未満、又は血清クレアチン濃度が 8.0mg/dl 以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるもの。

ウ 呼吸器機能障害

予測肺活量一秒率、動脈血ガス及び医師の臨床所見により、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため予測肺活量一秒率の測定ができないもの、予測肺活量一秒率が 20 以下のもの又は動脈血 O₂ 分圧が 50Torr 以下のもの。予測肺活量一秒率とは、一秒量（最大呼気位から最大努力下呼出の最初の一秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長の手合わせで正常ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

エ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

- (ア) CD 四陽性 T リンパ球数が 200/μl 以下で、次の項目（a～l）のうち六項目以上が認められるもの。
- a 白血球数について 3,000/μl 未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
- b Hb 量について男性 12g/dl 未満、女性 11g/dl 未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く

- c 血小板数について10万/ μ l未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
 - d ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について5,000コピー/ml以上の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
 - e 一日一時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に七日以上ある
 - f 健常時に比し10%以上の体重減少がある
 - g 月に七日以上の不定の発熱(38℃以上)が二か月以上続く
 - h 一日に三回以上の泥状ないし水様下痢が月の七日以上ある
 - i 一日に二回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に七日以上ある
 - j 口腔内カンジタ症(頻回に繰り返すもの)、赤痢アメーバ症、带状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症(頻回に繰り返すもの)、糞線虫症及び伝染性軟属種等の日和見感染症の既往がある
 - k 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
 - l 軽作業を越える作業の回避が必要である
- (イ) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの